証券コード　5253
2024年６月12日
（電子提供措置の開始日2024年６月４日）

株主各位

東京都港区三田三丁目５番19号
カバー株式会社
代表取締役社長　谷郷元昭

第８期定時株主総会招集のご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第８期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会は当社定款の定めに基づき、場所の定めのない株主総会（以下、「バーチャルオンリー株主総会」という。）といたしますので、当社指定のウェブサイト（https://web.sharely.app/login/cover-8）を通じてご出席願います。ご出席いただくために必要なお手続き方法等の詳細は６頁以下の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご確認ください。
　本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。なお、電子提供措置における通知の内容は本通知と同一のものになります。

・当社ウェブサイト
　https://cover-corp.com/ir

・東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

　東京証券取引所のウェブサイトから資料を確認するには、上記のURLにアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「カバー」又は証券「コード」に「5253」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、内容をご確認いただけます。

　当日ご出席されない場合、あるいは当日ご出席される場合も通信障害等に備え、書面又はインターネットによって議決権を事前行使することができますので、後掲の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年６月26日（水曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
※議決権行使書用紙を投函する前に「株主番号」「郵便番号（2024年３月末時点）」及び「保有株式数（2024年３月末時点）」を、必ずお手元にお控えください。

敬具

記

1．開催日時 2024年６月27日（木曜日）午前10時
（配信開始時刻午前９時30分）

2．開催方法　場所の定めのない株主総会（バーチャルオンリー株主総会）といたします。
完全オンラインにて開催するため、実際にご来場いただける会場はございません。
当社指定のウェブサイト（https://web.sharely.app/login/cover-8）を通じてご出席ください。ご出席いただくために必要となる当該ウェブサイトのURL、アクセス方法等の詳細は６頁～９頁の「バーチャルオンリー株主総会の運営について」をご確認ください。

3．会議の目的事項
＜報告事項＞
第８期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
＜決議事項＞
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額の決定の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額の決定の件

4．招集に当たっての決定事項
(1) 本株主総会の議事における情報の送受信に用いる通信の方法は、インターネットによるものとします。
(2) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
(3) 議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わさせていただきます。

以上

議決権行使についてのご案内



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。

行使期限

2024年６月26日（水曜日）午後６時必着



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限

2024年６月26日（水曜日）午後６時まで



スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、**「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要**になりました！

▶ 詳しくは次頁をご覧ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2024年6月26日（水曜日）午後6時まで

QRコードを読み取る方法

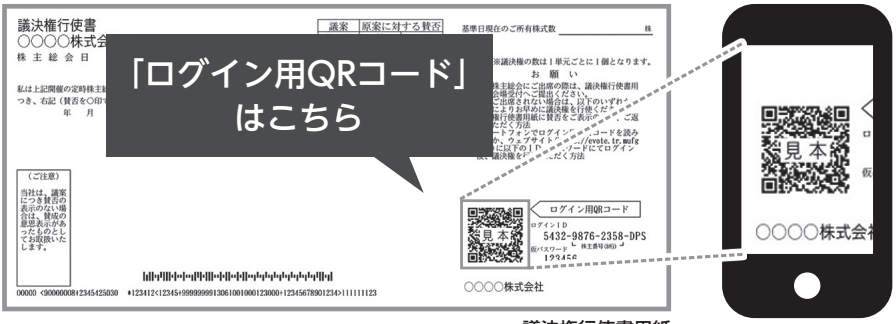

議決権行使書用紙

スマートフォンでの議決権行使は、

「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！

同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された**「ログイン用QRコード」**を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスする

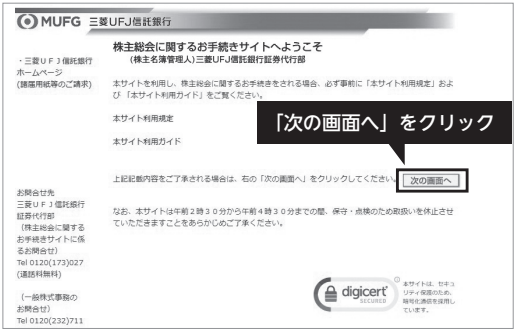

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

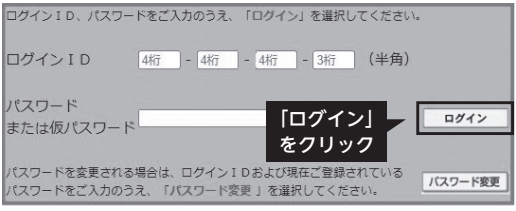

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

https://evote.tr.mufg.jp/

ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027
（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

＜注意事項＞
議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
　議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

バーチャルオンリー株主総会の運営について

本株主総会につきましては、ご来場する会場を設けない、バーチャルオンリー株主総会となりますので、インターネットによるライブ配信（中継）を実施いたします。

1．配信日時

2024年６月27日（木曜日）　午前10時から

※配信開始時刻は午前９時30分

2．アクセス方法

接続先：
https://web.sharely.app/login/cover-8

＜必要事項＞

株主番号、郵便番号（2024年３月末時点）、保有株式数（2024年３月末時点）

(1) 上記のURLをご入力いただくか、上記のQRコードを読み込み、ライブ配信ページにアクセスしてください。

(2) 接続されましたら、お手許の議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号（2024年３月末時点）」及び「保有株式数（2024年３月末時点）」を、画面表示に従って入力しログインしてください。

※ ご不明点に関しては、下記URLより株主様向けFAQをご参照ください。
https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533

※ 当日操作に問題が生じた場合は、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

※ QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

【お問い合わせ窓口（バーチャル株主総会Sharely）】

電話番号：03-6683-7661

受付時間：2024年６月27日（木曜日）午前９時から株主総会終了時まで

3．当日の議決権の行使の方法

下記の手順に従ってシステムへログイン後、議長の指示により、画面上の「決議」ボタンより賛否、または棄権をご選択のうえ、行使ください。

バーチャル株主総会での当日の議決権行使の流れ

1. **以下のURLあるいは二次元コードからバーチャル株主総会のログイン画面へアクセスしてください。**

https://web.sharely.app/login/cover-8

2. **お手持ちの議決権行使書をご参考の上、ログイン画面にて必要な情報を入力し、ログインしてください。**

＜必要事項＞株主番号、郵便番号（2024年3月末時点）、保有株式数（2024年3月末時点）



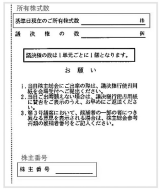

3. **セキュリティおよび株主様の保護のためキャプチャ認証がございます。表示された9つの写真から適切なものを選び、確認してください。**



4. **株主総会当日におきまして、議長からアナウンスされた議決権行使の受付時間内において、議案ごとに賛成、反対又は棄権を行使することが出来ます。**



※ 事前の議決権行使と株主総会当日の議決権行使の関係

事前行使	本株主総会当日	議決権行使の取扱い
事前行使をした	議決権行使をした※	当日の議決権行使が有効（事前行使無効）
	議決権行使をしなかった	事前の議決権行使が有効
事前行使をしていない	議決権行使をした※	当日の議決権行使が有効
	議決権行使をしなかった	不行使

※ 賛否を表示されなかった議案は（事前行使があったものを含め）賛成の表示があったものとして取り扱います。

4．当日の質問方法

議長の指示に従い、画面上の質問ボタンより本総会の目的に関する質問をご入力ください。ご質問は円滑な議事進行の観点より、一人２問（１問あたり最大200字まで）といたします。

なお、膨大なテキストデータの送信や目的事項と関係のない質問、不適切な内容をご質問等の送信など、議事の進行や本株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合、議長の指示、又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。

※ 複数の株主様から同様のご質問があった場合は、まとめて回答させていただくことがございます。

※ 回答できなかったご質問は、当社ホームページ等にて回答を掲載させていただく予定です。

※ すべてのご質問に必ず回答することをお約束するものではありません。また、個別の対応はいたしかねますので併せてご了承ください。

5．動議の方法

議長の指示に従い、画面上の動議ボタンより動議をご入力ください。なお、議長が指定する方法以外によりデータを送信するなど、動議であるか否か判別できないものは動議として採り上げない場合がございます。あらかじめご了承ください。

同様の動議を繰り返し送信する、不適法な動議を送信するなど、議事の進行や本株主総会のシステムの安定的な運営に支障が生じると判断した場合、議長の指示、又は議長の指示を受けた事務局の判断により、当該株主様との通信を強制的に遮断させていただく場合がございます。

6．通信障害等の対策方針について

通信障害により議事に著しい支障が生じた場合に備え、株主総会冒頭に、延会又は継続会の議長一任決議について諮るようにいたします。延会又は継続会の決定を行った場合には、ホームページにおいて周知いたします。

7．インターネットを使用することに支障のある株主様への利益確保に配慮することについて

議決権の行使をご希望の株主様のうち、インターネットを使用することに支障のある株主様におかれましては、お手元の議決権行使書用紙を返送する方法により事前に議決権を行使いただきますよう、お願い申し上げます。

8．代理出席の扱いについて

議決権を有する他の株主様１名を代理人として、議決権を行使することができます。ご希望の株主様は、株主総会に先立って当社に「代理の意思表示を記載した書面（委任状）」のご提出が必要となりますので、以下の提出先までご送付ください。

＜代理出席に関する書類の提出先＞

〒108－0073 東京都港区三田三丁目５番19号 カバー株式会社 株主総会担当者宛

＜ご提出期限＞

2024年６月21日（金曜日）午後６時必着

9．注意事項

- 通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断などの通信障害並びに配信のタイムラグ等が発生する可能性がございますので、ご了承ください。
- ライブ配信当日において、ご視聴者さまの環境等に基づく接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてはサポートできかねます。あらかじめご了承ください。
- ご視聴いただく際の接続料金及び通信料金等はご視聴者さまのご負担となります。
- 映像や音声データの第三者への提供や公開、上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じさせていただきます。
- その他配信システムに関するご不明点に関しましては、下記FAQサイトをご確認ください。
  https://sharely.zendesk.com/hc/ja/sections/360009585533

事前質問受付のご案内

下記ウェブサイトにおいて、本総会の目的事項等に関する事前質問をお受けいたします。

1．事前質問ウェブサイト

接続先：
https://web.sharely.app/e/cover-8/pre_question

＜必要事項＞
株主番号、郵便番号（2024年３月末時点）、保有株式数（2024年３月末時点）

① 以下の期間で本総会の目的事項に関しまして事前質問をお受けいたしますので、上記のURLをご入力いただくか、上記のQRコードを読み込み、事前質問ページにアクセスしてください。
② 接続されましたら、お手許の議決権行使書用紙に記載されている「株主番号」「郵便番号（2024年３月末時点）」及び「保有株式数（2024年３月末時点）」を、画面表示に従って入力し、ログインしてください。
③ ライブ配信閲覧画面上部の「事前質問をする」ボタンより本総会の目的事項に関する質問内容をご入力ください。

2．事前質問受付期間

本招集通知到着時から2024年６月19日（水曜日）午後６時まで

※ ご質問は、株主様ご本人に限らせていただきます。
※ 内容はできるだけ要点を簡潔にご記入くださいますようお願いいたします（1問あたり最大200字以内）。
※ 株主の皆様にご関心が特に高いと思われる事項を中心に、株主総会当日にご説明させていただく予定です。
※ 株主総会の進行上の都合により、すべてのご質問にお答えできない場合があります。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員会を設置することにより、取締役会の監督機能を強化し、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することとしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な規定の新設、削除等の変更を行うものであります。

２．変更の内容　　（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第1章　総則	第1章　総則
第1条～第3条（条文省略）	第1条～第3条（現行どおり）
（機関） 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を設置する。 1．取締役会 2．監査役 3．監査役会 4．会計監査人	（機関） 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を設置する。 1．取締役会 2．監査等委員会 (削除) 3．会計監査人
第5条（条文省略）	第5条（現行どおり）
第2章　株式	第2章　株式
第6条～第12条（条文省略）	第6条～第12条（現行どおり）
第3章　株主総会	第3章　株主総会
第13条～第17条（条文省略）	第13条～第17条（現行どおり）

現行定款	変更案
第4章　取締役及び取締役会	第4章　取締役及び取締役会
（取締役の員数） 第18条 当会社の取締役は、9名以内とする。	（取締役の員数） 第18条 当会社の取締役（監査等委員を除く）は、9名以内とする。 2　当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。
（新設）	
（取締役の選任） 第19条 取締役は、株主総会において選任する。	（取締役の選任） 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。
2～3（条文省略）	2～3（現行どおり）
（取締役の任期） 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（取締役の任期） 第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。）
（新設）	2　監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	3　補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
2　（条文省略）	4　（現行どおり）
（代表取締役及び役付取締役） 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。	（代表取締役及び役付取締役） 第21条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定する。また、取締役会は、その決議によって、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定する。また、取締役会は、その決議によって、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

現行定款	変更案
（取締役会の招集権者及び議長） 第22条 1～2（条文省略） (新設)	（取締役会の招集権者及び議長） 第22条 1～2（現行どおり） 3 前二項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。
（取締役会の招集通知） 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して取締役会の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（取締役会の決議の方法） 第24条（条文省略）	（取締役会の決議の方法） 第24条（現行どおり）
(新設)	（重要な業務執行の委任） 第25条 取締役会の決議により、会社法第399条の13第6項の規定に基づき、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第25条～第26条（条文省略）	第26条～第27条（現行どおり）
（報酬等） 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第28条(条文省略)	第29条（現行どおり）

現行定款	変更案
第5章　監査役及び監査役会	(削除)
（監査役の員数） 第29条 当会社の監査役は、３名以内とする。	(削除)
（監査役の選任） 第30条 監査役は、株主総会において選任する。 2　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削除)
（監査役の任期） 第31条 監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
（常勤監査役） 第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選任する。	(削除)
（監査役会の招集） 第33条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。 2　監査役会の招集通知は、各監査役に対し、監査役会の日の3日前までに発する。但し緊急の場合は、これを短縮することができる。 3 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。	(削除)

現行定款	変更案
（監査役会の決議の方法） 第34条 監査役会の決議は、法令で別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。	(削除)
（監査役会規程） 第35条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。	(削除)
（報酬等） 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
（監査役の責任免除及び責任限定） 第37条 当会社は、会社法第426条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項による監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２ 当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	第5章　監査等委員会
(新設)	（常勤の監査等委員） 第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を定めることができる。
(新設)	（監査等委員会の招集通知） 第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して監査等委員会の３日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２ 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新設)	（監査等委員会の決議の方法） 第32条 監査等委員会の決議は、法令で別段の定めがある場合を除き、決議に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
(新設)	（監査等委員会規程） 第33条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか 、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

現行定款	変更案
第6章　会計監査人	第6章　会計監査人
第38条～第39条（条文省略）	第34条～第35条（現行どおり）
（会計監査人の報酬等） 第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得てこれを定める。	（会計監査人の報酬等） 第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。
第７章　計算	第７章　計算
第41条～第43条（条文省略）	第37条～第39条（現行どおり）
第8章　附則	第8章　附則
第44条（条文省略）	第40条（現行どおり）
（新設）	（監査役の責任免除に関する経過措置） 第41条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第8期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 2 第8期定時株主総会終結前の行為に関する任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条第2項の定めるところによる。

第2号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行となり、現取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く）として、５名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に係る決議の効力は、第1号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番　号	氏　名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	谷郷　元昭 (1973年12月10日)	2003年６月　株式会社アイスタイル　入社 2005年６月　株式会社インタースパイア（現ユナイテッド株式会社）　入社 2008年４月　株式会社サンゼロミニッツ　設立　代表取締役 2016年６月　当社　設立　代表取締役社長（現任） 2023年４月　COVER USA,Inc.　設立　代表取締役（現任）	20,835,900株
		（取締役候補者とした理由） 当社設立者であり、過去にも代表取締役を歴任したことから、会社経営の知見を有しているため。	
2	福田　一行 (1982年６月15日)	2005年４月　ソニー株式会社　入社 2008年４月　アジャイルメディア・ネットワーク株式会社　CTO 2013年４月　ガルー株式会社　設立　代表取締役 2016年10月　当社　入社 2016年11月　当社　取締役CTO（現任） 2023年４月　COVER USA,Inc.　取締役（現任）	2,606,400株
		（取締役候補者とした理由） 当社設立初期からCTOとして関与しており、当社の技術部門を管轄する取締役として適格であるため。	

候補者 番　号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	須田　仁之 (1973年７月21日)	2002年12月　有限会社スダックス　設立　取締役（現任） 2013年２月　弁護士ドットコム株式会社　監査役（現任） 2013年２月　ツクリンク株式会社　取締役（現任） 2015年２月　株式会社オープンロジ　監査役（現任） 2016年11月　当社　取締役（現任） 2019年９月　株式会社フクロウラボ　監査役（現任） 2021年３月　株式会社Techouse　取締役（現任） 2023年４月　COVER USA,Inc.　取締役（現任） （社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 多様な会社の取締役・監査役を歴任しており、設立当初より当社の社外取締役として経営に携わっているため。	834,440株
4	和田　洋一 (1959年５月28日)	1984年４月　野村證券株式会社　入社 2000年４月　株式会社スクウェア　入社 2001年12月　同社　代表取締役社長 2003年４月　株式会社スクウェア・エニックス（現株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス）　代表取締役社長 2016年８月　ワンダープラネット株式会社　取締役（現任） 2018年３月　株式会社マイネット　取締役（現任） 2021年９月　株式会社オープンアップグループ　取締役（現任） 2022年６月　当社　取締役（現任） （社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 今後当社が展開していくメタバース事業に関連したゲーム業界についての知見が深く、事業拡大期の経営に関するの経験も豊富であるため。	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	植田　修平 (1971年4月18日)	2000年９月　株式会社コミュニケーションオンライン（現株式会社アエリア）　入社 2001年５月　株式会社ゲームポット 設立　代表取締役 2007年６月　一般社団法人日本オンラインゲーム協会　共同代表理事（現任） 2014年５月　株式会社アフリカTV日本法人　代表取締役 2016年４月　株式会社H２インタラクティブ　設立　代表取締役（現任） 2021年５月　株式会社NASSO　設立　代表取締役（現任） 2022年９月　monoAI technology株式会社　取締役（現任） 2023年６月　当社　取締役（現任） （社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） メタバース事業の発展に重要な、オンラインゲーム運営、及びコミュニティマネジメントに関するノウハウを有しているため。	0株

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．須田仁之氏、和田洋一氏及び植田修平氏は社外取締役候補者であります。
３．須田仁之氏、和田洋一氏及び植田修平氏は東京証券取引所が定める独立役員としての要件を満たしており、各候補者の選任が承認された場合、独立役員となる予定であります。なお、当社は現在、東京証券取引所の定めに基づき、和田洋一氏及び植田修平氏を独立役員として届け出ております。
４．須田仁之氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって８年、和田洋一氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって２年、植田修平氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって１年であります。
５．各社外取締役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各社外取締役が再任された場合には、当該契約を継続することを予定しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、定款第28条第２項ただし書きに基づき、会社法第425条第１項各号に規定する金額の合計を予定しています。
６．当社は会社法第430条の３第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金及び争訟によって生じた費用等を当該保険により補填することとしております。当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料の全額を当社が負担しております。なお、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
７．上記取締役候補者の「所有する当社の株式数」は、2024年3月31日時点のものであります。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行となります。つきましては、監査等委員である取締役３名を選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第１号議案「定款一部変更の件」に係る定款変更の効力が発生することを条件として生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番　号	氏　名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	宮島　功 (1961年10月30日)	2001年12月　レカム株式会社　執行役員 2006年１月　株式会社ドミノ・ピザジャパン　取締役 2012年６月　株式会社シンドバッド・インターナショナル　取締役CFO 2016年４月　株式会社トランザス　執行役員 2018年４月　株式会社サードウェーブエクスチェンジ　執行役員 2019年６月　株式会社グラフ　監査役 2020年６月　当社　監査役（現任） （監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 複数の会社において管理部門責任者を歴任しており、株式上場を達成した実績もあることから、コーポレートガバナンス体制の構築の知見が深いため。	0株
2	小倉　親子 (1969年9月17日)	1995年10月　監査法人トーマツ　入所 2007年１月　小倉親子公認会計士事務所　代表(現任) 2011年３月　株式会社ウフル　取締役CFO 2019年６月　株式会社グラフ　監査役（現任） 2019年８月　株式会社ビューティーガレージ　執行役員 2021年２月　当社　監査役（現任） 2024年１月　株式会社フーモア　取締役（現任） （監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 公認会計士資格を保有しており、会計監査に関する知見が深いことに加えて、他社での社外役員経験も有しているため。	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	新井　健一郎 (1981年5月15日)	2009年１月　株式会社フロンティアマネジメント入社 2010年１月　代議士柿沼正明事務所　入所 2011年３月　鳥飼総合法律事務所　入所 2014年６月　TH総合法律事務所　代表（現任） 2014年６月　エイチティープロパティーズ株式会社　代表取締役 2014年９月　TH弁護士法人　代表社員（現任） 2021年２月　当社　監査役（現任） 2021年６月　医療法人社団アスクレピオス　社員（現任） 2023年４月　辻・本郷スマートアセット株式会社取締役（現任） （監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要） 弁護士資格を保有しており、業務監査に関する知見が深いことに加えて、他社での社外役員経験も有しているため。	0株

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．各候補者はいずれも社外取締役候補者であります。
３．各候補者はいずれも東京証券取引所が定める独立役員としての要件を満たしており、選任が承認された場合、当社は各候補者について独立役員となる予定であります。なお、当社は現在、東京証券取引所の定めに基づき、小倉親子氏及び新井健一郎氏を独立役員として届け出ております。
４．各候補者はいずれも現在当社の社外監査役であります。
５．宮島功氏の社外監査役就任年数は、本総会終結の時をもって４年、小倉親子氏の社外監査役就任年数は、本総会終結の時をもって３年4ヶ月、新井健一郎氏の社外監査役就任年数は、本総会終結の時をもって３年4ヶ月であります。
６．各候補者との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結を予定しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、定款第28条第２項ただし書きに基づき、会社法第425条第１項各号に規定する金額の合計を予定しています。
７．当社は会社法第430条の３第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金及び争訟によって生じた費用等を当該保険により補填することとしております。当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料の全額を当社が負担しております。なお、各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
８．上記取締役候補者の「所有する当社の株式数」は、2024年3月31日時点のものであります。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額の決定の件

当社は、取締役の報酬等について、2021年２月26日開催の臨時株主総会において、年額200百万円以内とご承認いただいておりますが、第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬等の額を年額200百万円以内(うち社外取締役分50百万円以内)とすることにつきご承認をお願いするものであります。本議案は、昨今の経済情勢、当社の事業規模、取締役の人数及び他社水準等を勘案したものであり、相当な内容であると判断しております。なお、上記報酬額等の額には、使用人兼務取締役の使用人分は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は5名（うち社外取締役3名）であり、第1号議案「定款一部変更の件」及び第２号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）５名選任の件」が原案どおり承認された場合、本議案に係る取締役の員数は5名（うち社外取締役3名）となります。

本議案の内容は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額の決定の件

第１号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつき、ご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。 第１号議案「定款一部変更の件」及び第３号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は３名（うち社外取締役３名）となります。

本議案の内容は、第１号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以上

事　業　報　告

自　2023年４月１日　至　2024年３月31日

１．会社の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

当事業年度における国内外の経済環境は、防疫対策の緩和を受けて消費者のライフスタイルに変化が見られた一方で、物価、為替の変動等を背景とした先行き不透明感が継続しました。

このような環境のもと、当社はミッションとして「つくろう。世界が愛するカルチャーを。」を掲げ、日本発のエンターテインメント・カルチャーを作り出し世界中のユーザーに広めていくことにより、日本のユニークな強みであるアニメ、ゲームといった文化に関わるクリエイターの活動の場を増やしていくことを目指しております。

当事業年度につきましては、音楽活動を通じた多面的なメディア露出や海外及び国内におけるイベント出展等により、各地域での当社IPの認知拡大を推進し、結果として当社所属VTuberのYouTubeチャンネル登録総数（注）は2024年３月末時点で8,840万人（前期比17.0％増）まで伸長いたしました。新規デビューVTuberとしては、2023年７月に英語圏向け女性VTuberグループ「ホロライブEnglish」より５名、2023年９月にホロライブプロダクション傘下の新グループ「hololive DEV_IS」より５名、2023年11月に英語圏向け男性VTuberグループ「ホロスターズEnglish」より４名をそれぞれデビューさせており、所属VTuber及びそのファン層の多様化を企図しております。その結果、当事業年度の配信/コンテンツ分野の売上高は通年で7,647百万円（前期比20.6％増）となりました。

ライブ/イベント分野におきましては、2023年７月にホロライブプロダクション初の北米での主催ライブ《hololive English 1st Concert -Connect the World-》を実施した他、2024 年３ 月に実施した大型イベント《hololive SUPER EXPO 2024 Supported By BANDAI》 と 《 hololive 5th fes. Capture the Moment Supported By Bushiroad》も盛況となりました。その結果、当事業年度のライブ/イベント分野の売上高は通年で5,601百万円（前期比63.4％増）となりました。

マーチャンダイジング分野におきましては、商品販売チャネルの拡充が進捗し、EC販売に加えて国内外の小売店への商品配荷が増加しました。提供商品の価格帯や商品種も多様化が進んでおり、以前にも増して幅広いお客様に商品を手に取っていただく機会が増加しております。その結果、当事業年度のマーチャンダイジング分野の売上高は通年で12,477百万円（前期比55.9％増）となりました。

ライセンス/タイアップ分野におきましては、IPの影響力拡大を背景として取引先企業が件数、規模ともに拡大しており、ゲーム企業のような近接業種の企業に加え、消費財企業のような非近接業種の企業との取引も増加しました。その結果、当事業年度のライセンス/タイアップ分野の売上高は通年で4,440百万円（前期比65.9%増）となりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は30,166百万円（前期比47.5%増）、営業利益は5,536百万円（前期比62.0%増）、経常利益は5,623百万円（前期比66.1%増）、当期純利益は4,137百万円（前期比65.0%増）となりました。

（注）YouTubeチャンネル登録総数は、2024年3月31日時点の所属VTuber及び公式のYouTubeチャンネル登録数の総和

（2）資金調達の状況

該当事項はありません。

（3）財産及び損益の状況の推移

区分	第５期 (2021年３月期)	第６期 (2022年３月期)	第７期 (2023年３月期)	第８期 (当事業年度) (2024年３月期)
売上高（百万円）	5,724	13,663	20,451	30,166
経常利益（百万円）	1,705	1,853	3,385	5,623
当期純利益（百万円）	1,220	1,244	2,508	4,137
１株当たり当期純利益（円）	20.47	20.87	42.04	67.69
総資産（百万円）	3,516	8,238	15,887	22,713
純資産（百万円）	2,212	3,457	7,006	11,143

（注）当社は、2022年12月14日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っておりますが、2021年３月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

（4）設備投資の状況

当事業年度中に行った設備投資は2,429百万円であります。これは主に、新スタジオ建設及び本社移転に伴う内部造作、什器備品及び音響・ネットワーク機器の取得によるものであります。

（5）対処すべき課題

①魅力的なIPの開発

VTuberの人気はアニメルック・アバターや関連するグループ又はユニットIPの魅力の影響を大きく受けるため、付加価値の高いVTuber IPを継続的に開発することは当社の経営課題です。当社は、IPやコンテンツを共創するクリエイターにとっても意義深い活動の機会を継続的に提供するために、当社IPの認知及びブランド価値の一層の向上に努めております。

②コンテンツ・クリエイター（注）の発掘及び育成

VTuberの活動はアニメルック・アバターを用いて活動するコンテンツ・クリエイター（演者）の創作活動に依存しているため、能力のあるコンテンツ・クリエイターの発掘、及びその能力を一層開花させるための育成は当社の課題です。

当社では定期的なオーディションの実施により新しいコンテンツ・クリエイターの発掘ができるよう努めている他、採用後も社内外のクリエイター・企画チームを活用し、継続的なグッズ企画・衣装企画・ライブ企画等の多様な活動支援によってコンテンツ・クリエイターの個性をより発揮できるような環境を構築しております。

③事業拡大と収益性向上を両立した事業運営

当社は付加価値の高いVTuber IPの継続的な開発と育成を主軸に、動画配信プラットフォーム上でのサービス展開のみに留まらない、多面的なIPビジネス市場での事業展開を推進しております。そのため、より大きな市場を捉えるために複数の先行投資を実施しております。具体的には、より付加価値の高いIP開発と集客力の向上に向けた、3Dモデリング、3Dアニメーションに関する人材投資、大型モーション・キャプチャー・スタジオの取得、及びユーザーの体験価値の向上に向けたメタバースサービスの開発を行っております。

大型モーション・キャプチャー・スタジオの取得については、ライブコンサート制作の内製化により、コンテンツの表現の自由度の向上に加えて中長期的なコスト改善も見込んでおります。

また、マーチャンダイジングにおいてはグループ及びユニットの企画性を活かした収益性の高い商品の開発に注力し、持続可能な成長を企図して参ります。

④組織体制の整備

当社の成長には多様な専門性を持った優秀な人材を採用し、組織体制を整備していくことが重要であると考えております。積極的な採用活動を行っていくとともに、従業員が中長期的に働きやすい職場環境や人事制度を整備して参ります。

⑤技術力の強化

当社はコンテンツ・クリエイターの活動について、モーショントラッキング技術を駆使した自社開発のアプリケーション等で支えており、今後の継続的な技術改善が視聴者に新しいエンターテインメント体験を届けるために重要であると考えております。

高度なスタジオ配信を可能にするアプリケーションのアップデート等、継続的な技術改善を進めて参ります。

⑥コミュニティの健全性維持

当社は多数のVTuberを擁しており、それぞれのコンテンツ・クリエイターの裁量で日常的に膨大な数の視聴者との双方向コミュニケーションがライブ配信を通して行われています。

継続的な創作活動や視聴者とのコミュニケーションが維持されるよう、誹謗中傷対策などのコミュニティ健全化の施策は重要であると考えております。

外部専門家と連携しての誹謗中傷対策等、コンテンツ・クリエイター保護のための施策を継続的に実施して参ります。

（注）本項及び以降に記載する「コンテンツ・クリエイター」とはアニメルック・アバターを用いてVTuberとしてライブ配信活動やコンテンツ制作を行う演者のこと

（6）主要な事業内容

事業名	内容
配信/コンテンツサービス	配信プラットフォームを通じたライブ配信等
ライブ/イベントサービス	オフライン、オンラインでのライブコンサートやイベントの実施
マーチャンダイジングサービス	フィジカル、デジタルの各種VTuberグッズ販売
ライセンス/タイアップサービス	IPライセンスアウトやタイアップ広告出演等

（7）重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

（8）主要な営業所（2024年３月31日現在）

名称	場所
本社	東京都港区三田三丁目５番19号

（9）従業員の状況

当事業年度末日現在の従業員数

従業員数	前期末比増減数
537名	119名増

（注）従業員数には臨時従業員を含んでおりません。

（10）主要な借入先

該当事項はありません。

（11）その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2023年６月１日付で本社を東京都港区三田三丁目５番19号に移転いたしました。

2．会社の株式に関する事項（2024年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数
230,000,000株

（2）発行済株式の総数
61,124,117株（自己株式83株を除く）

（3）株主数
35,803名

（4）大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数（株）	持株比率（%）
谷郷　元昭	20,835,900	34.09
バレー株式会社	3,300,000	5.40
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2,711,100	4.44
福田　一行	2,606,400	4.26
ＡＴ－Ⅱ投資事業有限責任組合	1,727,400	2.83
東京短資株式会社	1,500,000	2.45
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,363,700	2.23
日本証券金融株式会社	937,300	1.53
伊藤　将雄	930,400	1.52
須田　仁之	834,400	1.37

（注）持株比率は、自己株式（83株）を控除して計算しております。

（5）その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等（2024年３月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
谷郷　元昭	代表取締役社長	COVER USA,Inc.代表取締役
福田　一行	取締役CTO	COVER USA,Inc.取締役
須田　仁之	取締役	COVER USA,Inc.取締役 有限会社スダックス取締役 弁護士ドットコム株式会社監査役 ツクリンク株式会社取締役 株式会社オープンロジ監査役 株式会社フクロウラボ監査役 株式会社Techouse取締役
和田　洋一	取締役	ワンダープラネット株式会社取締役 株式会社マイネット取締役 株式会社オープンアップグループ取締役
植田　修平	取締役	一般社団法人日本オンラインゲーム協会共同代表理事 株式会社H２インタラクティブ代表取締役 株式会社NASSO代表取締役 monoAI technology株式会社取締役
宮島　功	監査役	―
小倉　親子	監査役	小倉親子公認会計士事務所代表 株式会社グラフ監査役 株式会社フーモア取締役
新井　健一郎	監査役	TH弁護士法人代表社員 エイチティープロパティーズ株式会社取締役 医療法人社団アスクレピオス社員 辻・本郷スマートアセット株式会社取締役

（注）１．取締役須田仁之氏、和田洋一氏及び植田修平氏は社外取締役です。
２．監査役宮島功氏、小倉親子氏及び新井健一郎氏は社外監査役です。
３．監査役小倉親子氏及び新井健一郎氏は非常勤監査役です。
４．監査役小倉親子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．取締役和田洋一氏、植田修平氏、監査役小倉親子氏及び新井健一郎氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員です。
６．2023年６月29日開催の第７期定時株主総会において、植田修平氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。

（2）取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の算定方法に係る決定方針に関する事項等

ア　決定方針の決定の方法

各取締役の報酬等につきましては、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、報酬委員会に一任する旨、取締役会にて決議を行っております。

報酬委員会は、取締役会の決議によって決定した取締役及び監査役を構成員とし、その過半数は社外役員とすることとなっております。

報酬委員会に権限を委任した理由は、取締役会と別の機関として、社外役員を中心とする報酬委員会に委任することにより、透明性及び公平性を確保するためになります。

報酬委員会の構成員は以下のとおりになります。

氏名	地位及び担当
谷郷　元昭	代表取締役社長
福田　一行	取締役CTO
須田　仁之	社外取締役
和田　洋一	社外取締役
植田　修平	社外取締役
宮島　功	社外監査役
小倉　親子	社外監査役
新井　健一郎	社外監査役

イ　決定方針の内容の概要

同種の事業を営む会社の取締役の報酬や事業規模、業績等を踏まえて、報酬委員会において、報酬決定基準表を作成しております。各取締役の報酬等については、会社の業績、各取締役の職責、業績への貢献度などを加味したうえで、報酬決定基準表に基づき算定され、報酬委員会において固定報酬額として決定することとしております。

ウ　当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容は、社外役員が過半数を占める報酬委員会が、報酬決定基準表との整合性を含め、多角的な検討を行ったうえで決定していることに鑑み、取締役会としては、同内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	92 (21)	92 (21)	-	-	5 (3)
監査役 （うち社外監査役）	19 (19)	19 (19)	-	-	3 (3)

（注）取締役及び監査役の報酬は、株主総会決議により報酬総額の限度額を決定しております。2021年２月26日開催の臨時株主総会（決議時の取締役の員数４名）において取締役の報酬総額を年額200百万円以内、2022年６月23日開催の定時株主総会（決議時の監査役の員数３名）において監査役の報酬総額を年額20百万円以内と決議しております。

（3）社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況について、3. 会社役員に関する事項（1)取締役及び監査役の氏名等（2024年3月31日現在）に記載のとおりであります。なお、兼職先である各法人等と当社との間には特別の関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	須田仁之	同氏は、当事業年度に開催された定例取締役会に12回中12回、臨時取締役会に７回中７回出席しました。多数の会社の社外取締役、監査役を歴任し、経営の専門家としての経験・見識に基づき、経営の監督とチェック機能を発揮しました。
社外取締役	和田洋一	同氏は、当事業年度に開催された定例取締役会に12回中12回、臨時取締役会に７回中７回出席しました。今後当社が進出するメタバース事業に関連した知見、企業経営者として豊富な経験に基づき、事業面・ガバナンス面両方でアドバイスを行いました。
社外取締役	植田修平	同氏は、就任以降に当事業年度に開催された定例取締役会に９回中９回、臨時取締役会に４回中４回出席しました。今後当社が進出するメタバース事業に関連した知見、企業経営者として豊富な経験に基づき、事業面・ガバナンス面両方でアドバイスを行いました。
社外監査役	宮島功	同氏は、当事業年度に開催された定例取締役会に12回中12回、臨時取締役会に７回中７回、監査役会に13回中13回出席しました。過去に所属していた企業で管理責任者として務めた豊富な経験に基づき、当社の業務監査において的確に課題を発見しアドバイスを行いました。
社外監査役	小倉親子	同氏は、当事業年度に開催された定例取締役会に12回中12回、臨時取締役会に７回中７回、監査役会に13回中13回出席しました。公認会計士及び現任の上場企業の会計担当執行役員の経験に基づき、財務及び会計に関する専門的な視点から、監査役として発言を行いました。
社外監査役	新井健一郎	同氏は、当事業年度に開催された定例取締役会に12回中12回、臨時取締役会に７回中７回、監査役会に13回中13回出席しました。弁護士としての豊富な経験に基づき、当社の業務監査やコンプライアンス体制の改善に際して意見を述べました。

（4）責任限定契約の内容の概要

当社は各取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び各監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき、善意でありかつ重大な過失がなかったときは、取締役については、定款第28条第２項ただし書きに基づき、会社法第425条第１項各号に規定する金額の合計とし、監査役については、定款第37条第２項ただし書きに基づき、会社法第425条第１項各号に規定する金額の合計としております。

（5）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の３第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金及び争訟によって生じた費用等を当該保険により補填することとしております。当該保険契約の被保険者は当社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料の全額を当社が負担しております。

4．会計監査人に関する事項

（1）会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

（2）報酬等の額

	支払額
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容を踏まえ、会計監査人が算定した報酬見積りの根拠が適切であるかどうかについて検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

（3）会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

（4）会計監査人が受けた過去２年間の業務停止処分

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

①処分対象

太陽有限責任監査法人

②処分内容

・契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月(2024年１月１日から同年３月31日まで。ただし、すでに監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。)

・業務改善命令(業務管理体制の改善)

・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部(監査業務に係る審査)に関与することの禁止 3ヶ月(2024年１月１日から同年３月31日まで。)

③処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である２名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

5．業務の適正を確保するための体制に関する決定・決議、運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり定めております。

（1）内部統制システム構築指針

取締役及び従業員は、高い倫理観と良心をもって職務遂行にあたり、法令及び社内諸規程を遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものとします。

なお、会社の業務執行の適法性・効率性を確保し、リスク管理に努めるために、この基本方針は経営環境の変化に応じて不断の見直しを図るものとします。

（2）取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の構築・維持については、監査役による取締役の業務執行の監視に加え、代表取締役社長の命を受けた内部監査担当者が、内部監査規程に基づき、取締役及び使用人の職務の執行に関する状況の把握、監視等を定期的に行い、代表取締役社長に報告しております。

また、法令や社内規程上疑義のある行為等についてその情報を直接受領する内部通報制度を整備・運用しております。

（3）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理本部を管掌する役員を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的情報により記録し、文書管理規程に定められた期間保存・管理を行うものとしております。なお、取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

（4）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク・コンプライアンス規程を制定及び改定し、潜在的リスクの早期発見及び不正行為に対する迅速かつ適切な措置を講ずる体制の構築を進めております。不測の事態が生じた場合には、代表取締役社長を委員長とする対策本部を設置して、開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整えております。

（5）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的な事業計画を定めるものとし、各取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとしております。これらの計画の達成に向けて予算管理を月次で行うほか、計画の進捗評価に用いる主要な指標については、取締役会において情報共有されております。

また、稟議・決裁等のプロセスが明確化されているため、すべての業務レベルにおいて決定が迅速かつ適正に行われております。このような機関ないし会議体の機能と業務プロセスにおける位置付けに関しては、全役員及び社員の間で共通に認識されているため、計画の策定と推進、その進捗の評価が適正に行われる体制が整っております。

（6）監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

内部監査担当者が協力するとともに、監査業務に必要な補助すべき特定の従業員として、監査役会付を置きます。監査役会付は原則１名以上とします。

（7）前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項

監査役会付の独立性を確保するため、当該従業員の任命、異動等人事権に係わる事項の決定には監査役会の事前の同意を得て行います。また、監査役会付の人事考課については監査役の同意を得て行います。

（8）取締役及び使用人が監査役会に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役及び使用人は、重大な法令違反及び著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったとき等は、遅滞なく監査役会に報告するものとします。

監査役及び監査役会は必要に応じていつでも取締役に対し報告を求めることができるものとします。

（9）その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査役はいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができ、取締役は社内の重要な会議への監査役の出席を拒めないものとしております。

また、監査役は、内部監査担当者及び会計監査人と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて顧問弁護士との意見交換等を実施するものとしております。

(10) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係を含め一切の接触を遮断し、反社会的勢力からの不当要求は断固として拒絶するものとしております。

反社会的勢力から経営活動に対する妨害や加害行為、誹謗中傷等の攻撃を受けた場合は、管理本部が対応を一元的に管理し、警察等関連機関とも連携し、組織全体で毅然とした対応を行う体制を整えております。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定めるとともに、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の整備、維持、向上を図っております。

6．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

（1）内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況は当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

（2）コンプライアンス体制

当社は、法令遵守意識の浸透を図るため、役員及び従業員に対し定期的なコンプライアンス研修を実施しております。また問題の早期発見・未然防止を図るため、内部通報窓口を監査役会・管理本部・危機管理チームに設置しております。当事業年度において発生した案件に関しては速やかに調査のうえ、取締役会に報告しました。

（3）取締役の職務執行

取締役会は、「取締役会規程」に基づき原則月１回開催され、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に定められた事項及び経営上重要な事項の審議・決議を行うとともに、各取締役の職務執行を監督しております。また、取締役会に対する諮問機関とする報酬委員会を年に２回開催し取締役、監査役及び執行役員の報酬等の決定に係る公平性、透明性及び客観性を高めています。

（4）監査役会の職務執行

監査役会は、「監査役会規程」に基づき原則月１回開催され、法令等に定められた事項の決議を行うとともに、経営の妥当性・効率性・コンプライアンスに関して幅広く意見交換・審議・検証し、適宜経営に対して助言や提言を行っております。また、常勤監査役は社内の重要な会議に出席するなど日常業務レベルで経営情報を収集し、監査役会に報告しております。さらに、会計監査人、内部監査室と適宜情報交換を行い、監査の実効性を確保しております。

7．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開に備え、財務体質の強化を重要課題として位置付けております。現在は成長過程にあると考えていることから、経営基盤の安定化を図るために内部留保を充実させ、事業拡大及び事業効率化のために投資を行い、企業価値の向上を図ることが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、各事業年度における経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において当面の配当実施は未定であります。

〜〜〜

貸借対照表

(2024年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**14,798**	**流動負債**	**10,608**
現金及び預金	8,666	買掛金	2,283
売掛金	3,498	未払金	356
商品	1,001	未払費用	1,121
前払費用	379	未払法人税等	1,184
未収入金	793	前受金	5,115
前渡金	240	預り金	154
その他	232	賞与引当金	312
貸倒引当金	△ 13	その他	78
固定資産	**7,914**	**固定負債**	**961**
(有形固定資産)	**4,062**	資産除去債務	961
建物附属設備	2,200	**負債合計**	**11,569**
工具、器具及び備品	1,645	**(純資産の部)**	
建設仮勘定	215	**株主資本**	**11,139**
(無形固定資産)	**2,449**	**資本金**	**973**
特許権	6	**資本剰余金**	**970**
商標権	37	資本準備金	970
ソフトウエア	244	**利益剰余金**	**9,196**
ソフトウエア仮勘定	2,161	その他利益剰余金	9,196
(投資その他の資産)	**1,402**	繰越利益剰余金	9,196
関係会社株式	146	**自己株式**	**△0**
差入保証金	960	**新株予約権**	**3**
繰延税金資産	262		
その他	33	**純資産合計**	**11,143**
資産合計	**22,713**	**負債及び純資産合計**	**22,713**

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**30,166**
売上原価		**16,177**
売上総利益		**13,988**
販売費及び一般管理費		**8,451**
営業利益		**5,536**
営業外収益		
受取利息	0	
為替差益	108	
その他	8	116
営業外費用		
和解金	25	
寄付金	5	
その他	0	30
経常利益		**5,623**
特別利益		
受取損害賠償金	160	160
特別損失		
移転損失	60	60
税引前当期純利益		**5,722**
法人税・住民税及び事業税	1,575	
法人税等調整額	9	1,584
当期純利益		**4,137**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	973	970	970	5,059	5,059	-	7,002
当期変動額							
当期純利益				4,137	4,137		4,137
自己株式の取得						△0	△0
当期変動額合計	-	-	-	4,137	4,137	△0	4,137
当期末残高	973	970	970	9,196	9,196	△0	11,139

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	3	7,006
当期変動額		
当期純利益		4,137
自己株式の取得		△0
当期変動額合計	-	4,137
当期末残高	3	11,143

個別注記表
2023年４月１日～2024年３月31日

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記
（１）資産の評価基準及び評価方法
①有価証券の評価基準及び評価方法
関係会社株式……移動平均法による原価法
②棚卸資産の評価基準及び評価方法
商品……個別法による原価法

（２）固定資産の減価償却の方法
①有形固定資産
建物附属設備……定額法
工具、器具及び備品……定額法
②無形固定資産
定額法を採用しております。

（３）引当金の計上基準
①貸倒引当金
貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当期に対応する額を計上しております。

（4）収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①配信/コンテンツサービス

・動画配信プラットフォームからの収益

当社はYouTube等の動画配信プラットフォームにおいて自社開発の動画配信アプリを通じて、所属するタレントの動画コンテンツを配信しています。動画配信中に顧客から課金の意思表示がなされるため、その意思表示をもって、ユーザーに対する履行義務が充足されたと判断し収益を計上しております。なお、通常動画配信中の収益についてはプラットフォーム運営事業者に支払う手数料を控除した純額が入金されておりますが、手数料を算定できる一部の取引については収益額を総額で計上しております。

・印税収入

音楽等の著作権利用料による収入であり、ライセンス先の企業の売上高に基づいて生じるものであることから、ライセンス先の企業において当該サービスの提供時点で収益を認識しております。当該サービスの提供時期を把握することが困難な取引については収入が確定した時期に収益を計上しております。

②ライブ/イベントサービス

・イベント収入

主にライブイベントの入場料から得られる収入であり、顧客に対してこれらの公演を実施する義務を負っており、当該履行義務は各公演の実施完了をもって充足され、収益を認識しております。

③マーチャンダイジングサービス

・グッズの販売

グッズ売上は、原則として顧客に商品を引き渡した時点で顧客が支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、引き渡した時点において収益を認識しております。

ただし、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項に規定の出荷基準等の取扱いを適用し、出荷時点で収益を認識しております。

④ライセンス/タイアップサービス

・プロモーション案件

プロモーション案件は、顧客に契約ごとのサービスを提供した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

2．会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更

有形固定資産の減価償却方法の変更

当社の工具、器具及び備品の減価償却方法については、定率法を採用しておりましたが、当事業年度より定額法に変更しております。

当事業年度において、2023年５月の新スタジオの稼働開始と、2023年６月の新本社オフィスへの移転を契機に、資産の使用実態に鑑み償却方法を見直した結果、定額法により均等に費用配分することが合理的であると判断しました。

この結果、従来の方法によった場合と比較し、当事業年度の減価償却費が213百万円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ213百万円増加しております。

3．表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

前事業年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「関係会社株式」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

4．貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　633百万円

上記減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

（2）関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

短期金銭債権	6百万円
短期金銭債務	2百万円

5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	5百万円
営業取引以外の取引による取引高	1百万円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

（1）当該事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式　　61,124,200株

（2）当該事業年度の末日における自己株式の数

普通株式　　83株

（3）新株予約権に関する事項

当事業年度末における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式　　5,968,900株

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	110百万円
貸倒引当金	4百万円
資産除去債務	294百万円
未払事業税	68百万円
その他	63百万円
繰延税金資産小計	541百万円
評価性引当金	△0百万円
繰延税金資産合計	541百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する有形固定資産	△278百万円
繰延税金負債合計	△278百万円
繰延税金資産純額	262百万円

8．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金については、主に本社オフィス及びスタジオの賃貸借契約に伴うもので、差入先の信用リスクに晒されております。

関係会社株式は、業務上の関係を有する非上場企業の株式であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用並びに未払法人税等は、１年以内の支払期日であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

Ⅰ　信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、関係会社株式については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、保有状況を見直しております。

Ⅱ　資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
差入保証金	960	890	△69
資産計	960	890	△69

(注) 1．現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注) 2．市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	146

（3）金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
差入保証金	-	890	-	890
資産計	-	890	-	890

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

各契約ごとに返還予定時期を見積もり、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用リスクを加味した利率をもとに割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

9．収益認識に関する注記

（1）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要なサービス別に分解した収益情報は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	配信/コンテンツサービス	ライブ/イベントサービス	マーチャンダイジングサービス	ライセンス/タイアップサービス	合計
顧客との契約から生じる収益	7,647	5,601	12,477	4,440	30,166
その他の収益	-	-	-	-	-
外部顧客への売上高	7,647	5,601	12,477	4,440	30,166

（注）当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の内訳は記載しておりません。

（2）顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1．重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

（3）顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

	当事業年度（期末）（百万円）
顧客との契約から生じた債権	3,498
契約負債	5,115

契約負債は、主にマーチャンダイジングサービスに関するグッズ販売の受注時に、顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い1年以内に取り崩されます。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予定される顧客との契約期間が1年以内であるため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額……　182円25銭

1株当たり当期純利益…　67円69銭

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年５月23日

カバー株式会社
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	髙橋　康之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	篠田　友彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、カバー株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第８期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年４月１日から2024年３月31日までの第８期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
(1)　監査役会は、監査方針、職務の分担、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
(2)　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
①　取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所（スタジオ含む）において業務及び財産の状況を調査いたしました。
②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討しました。

２．監査の結果
(1)　事業報告等の監査結果
１　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
２　取締役の職務の執行に関して、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。なお、すべての取締役より「職務執行確認書」を取得しております。
３　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査方法及び結果は相当であると認めます。

2024年５月23日

カバー株式会社　監査役会
常勤監査役　宮島　功　印
監査役　小倉　親子　印
監査役　新井健一郎　印

以上